

第三者評価基準 (様式2)
【 共通版 】 保育所用 R2年4月1日改定

I 福祉サービスの基本方針と組織

I-1 理念・基本方針

		第三者評価結果
I-1-(1) 理念、基本方針が確立・周知されている		
1	① 理念、基本方針が明文化され周知が図られている。	a・b・c
評価概要		
<ul style="list-style-type: none"> ・ 法人の基本理念や経営方針及び保育所の保育理念等は、法人、保育所の使命・役割を反映した内容で適切に明文化されており、法人の広報誌、ホームページ、保育所のパンフレット等に記載され、基本理念等は園内のいたる所に掲示されています。 ・ 法人研修における理事長訓話の中で法人の基本理念等が示され、保育理念等については、園長が年度当初の訓示をはじめ職員会議や処遇会議・保育部会の中で常に説明しており、毎月の職員会議では基本理念を反映した職員倫理綱領を全職員が音読するなど、職員への周知が図られています。 ・ 法人の中期計画である「鹿児島県社会福祉事業団経営計画2019」に、基本理念や経営理念、経営方針が明確に示されており、その実現に向けた実効性のある取組方針が、法人全体、各施設ごとに具体的に記載されています。 ・ 法人の基本理念、保育理念等は、保育所のパンフレットや重要事項説明書等に記載され、保護者等には、新入園児説明会や保護者会等で説明・配布しており、施設内の数ヶ所に見えやすいように掲示されています。 		

I-2 経営状況の把握

		第三者評価結果
I-2-(1) 経営環境の変化等に適切に対応している。		
2	① 事業経営をとりまく環境と経営状況が的確に把握・分析されている。	a・b・c
評価概要		
<ul style="list-style-type: none"> ・ 保育所では、鹿児島市保育幼稚園課と毎月情報交換し、入所状況を見ながら待機児童等の受入れを行い、入退所児童数の動向や経営収支に係る月次試算表を作成し、分析結果は、法人本部に毎月報告され集計・分析されています。 ・ 法人では、全施設長が参加する「経営計画推進会議」及び「施設別計画推進部会」が四半期ごとに開催され各施設の経営分析が行われますが、施設からは、入所者数、定員充足率等を把握・分析した資料を作成、報告するとともに、4つの柱の経営方針への取組状況を報告し、成果と 		

<p>課題分析を行っています。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・社会福祉事業全体の動向については、法人本部が国、県、県社会福祉協議会等から情報収集し、定期的開催される施設長会議等で情報提供されるとともに、園長をはじめ全職員が外部研修・会議等に積極的に参加し、経営環境を取り巻く状況について情報の収集に努めています。 ・定期的開催される幼保小連絡会議に参加するとともに、地域の保育所や小学校等と積極的な情報交換を行っています。 		
3	② 経営課題を明確にし、具体的な取り組みを進めている。	a・b・c
評価概要		
<ul style="list-style-type: none"> ・保育所を含む各施設の経営状況や課題等については「経営計画推進会議」で把握・分析のうえ、法人本部でまとめられて理事会や評議員会で報告し、役員間で共有されています。 ・また、経営計画推進会議等の協議結果は園長等から職員会議等報告があり、資料は全職員が回覧するなど、職員への周知が図られています。 ・法人経営計画の推進目標に対する保育所の取組状況の報告書は、項目ごとに担当職員が分担して作成しています。毎月の経営状況分析結果は、職員会議で報告され、職員への経費節減要請等に活用されています。 		

I-3 事業計画の策定

		第三者評価結果
I-3-(1) 中・長期的なビジョンと計画が明確にされている。		
4	① 中・長期的なビジョンを明確にした計画が策定されている。	a・b・c
評価概要		
<ul style="list-style-type: none"> ・法人の3年間の中期計画「鹿児島県社会福祉事業団経営計画2019」の中で、保育所の中期計画が策定されており、その内容は保育理念の実現に向けた経営課題や保育目標達成のための具体的なものになっています。 ・中期計画は、法人内の各施設の収支を積み上げた年度別の中期資金収支計画により財務面で裏付けられており、利用者数の増減、人件費の増減等を把握・整理するなど財務分析を行うとともに、施設の増改築などの資金使途が明確に示されています。 ・法人では、これまで長期的な経営の安定化と県民福祉の向上に寄与するため、2003年度からの経営の基本方針と対応策をまとめた10年間の長期計画「経営基本計画」を策定し、2013年度から2期の中期事業計画の策定及び事業の計画的な推進に努めています。 ・事業団の持続的発展をめざした3年間の中期計画「鹿児島県社会福祉事業団経営計画2019」の内容は「利用者満足」「職員満足」「経営満足」の三者満足に新たに「地域満足」を加え、四者満足の実現を図るための新たな計画となっています。 ・保育所では、この四者満足の実現を図るため、施設別計画推進部会で成果と課題を分析し、必 		

要に応じた見直しを行っています。		
5	② 中・長期計画を踏まえた単年度の計画が策定されている。	a・b・c
評価概要		
<ul style="list-style-type: none"> ・保育所の単年度事業計画は、中期計画の4つの推進目標ごとの運営方針となっており、質の高い保育、必要に応じた保護者の子育て支援等に関わる内容が明示され、保育理念に基づき具体的に実効可能な内容となっています。 ・単年度事業計画は、4つの推進目標ごとに具体的な成果等が設定されており、施設別計画推進部会の中で四半期ごとの取組状況とその後の課題が明らかにされています。 		
I-3-(2) 事業計画が適切に策定されている。		
6	① 事業計画の策定と実施状況の把握や評価・見直しが組織的に行われ、職員が理解している。	a・b・c
評価概要		
<ul style="list-style-type: none"> ・事業計画の策定にあたっては、関係職員の参画、意見集約を行う際に組織的に実施しています。保育実践、行事等の課題、問題点について、処遇会議で意見を出し合い、保育指導計画は年齢ごとの各クラスから問題点、留意事項、改善点を取りまとめており、職員会議で意見を集約することとしています。 ・法人には、事務事業の見直し制度があり、全職員が提出する「事務事業改善提案書」の改善事項について幹部等で検討し、事業計画の見直しに反映しています。 ・事業計画は、定められた時期・手順にもとづいて事業計画の実施状況の把握、評価が行われており、それ以降の課題として事業計画の進め方の検討・見直しが行われています。 ・事業計画は年度当初の職員会議で説明され、「経営計画推進会議」の協議結果は職員会議で報告され、会議資料は全職員に回覧され周知に努めています。 		
7	② 事業計画は、保護者等に周知され、理解を促している。	a・b・c
評価概要		
<ul style="list-style-type: none"> ・保育所の事業計画の基本方針は、法人中期計画の4つの推進目標ごとに定められおり、そのもととなる基本理念、経営理念が施設内に掲示されています。 ・4月の入園時の保護者会で園長からの推進目標・運営方針の説明は行っています。保護者向けの分かりやすい事業計画内容の資料配付が望まれます。 ・毎年度の事業計画は、園内3ヶ所に置いてある冊子の中にあり、重要事項説明書などと一緒に、自由に閲覧できるようになっています。 ・事業計画のうち、保護者が必要な情報等を簡潔にまとめるなどの工夫をし、保護者会等の機会をとらえて配布し、周知を図ることが期待されます。 		

I-4 福祉サービスの質の向上への組織的・計画的な取組

		第三者評価結果
I-4-(1) 質の向上に向けた取組が組織的・計画的に行われている。		
8	① 保育の質の向上に向けた取組が組織的に行われ、機能している。	Ⓐ・b・c
評価概要		
<ul style="list-style-type: none"> ・保育の質の向上に向けた独自の取組として、年齢ごとのクラスで四半期ごとのレベルアップ目標の設定・管理の仕組みがあります。 ・保育指針の「保育に関わるねらい及び内容」を特化した「生活」「保育内容」「食事」「排泄」について、目標と達成状況、効果を確認して方向性を決め、ベテランの非常勤職員や経験豊かな前任者の意見を取り入れながら、各年齢の保育終了までに園児一人ひとりが目標達成できるように指導しています。 ・職員は、職員会議、処遇会議、保育部会で、それぞれ意見を自由に出し合える雰囲気の中で、保育目標の達成効果を上げています。 ・法人には、サービス改善委員会を設置し、養育・支援の質の向上に関する取組を組織的に実施、評価する体制が整備されています。 ・当保育所は第三者評価を定期的に受審し、改善状況を把握できるように毎年の自己評価は第三者評価の様式を使用し、評価結果を法人本部に報告するとともに、全職員に回覧し周知に努めています。 		
9	② 評価結果にもとづき保育所として取組むべき課題を明確にし、計画的な改善策を実施している。	a・Ⓑ・c
評価概要		
<ul style="list-style-type: none"> ・毎年行う自己評価については、全職員がアンケート調査票を提出・参画し、集計した評価結果は円グラフで分かりやすく表示し、それをもとにした分析が行われ、翌年度の保育計画等の改善に活かしています。 ・分析により得られた課題は簡潔にまとめられ、職員会議で報告されるとともに全職員に回覧されて、職員間での課題の共有化に努めています。 ・自己評価は、例年2月を目途にアンケート調査、集計、分析を行い、翌年度の事業計画、収支予算に反映される仕組みです。 		

II 組織の運営管理

II-1 管理者の責任とリーダーシップ

		第三者評価結果
II-1-(1) 管理者の責任が明確にされている。		

10	① 施設長は、自らの役割と責任を職員に対して表明し理解を図っている。	㉠・b・c
評価概要		
<ul style="list-style-type: none"> 園長は、保育所の運営・経営の責任者として、自らの役割と責任について、年度当初の職員会議での訓示のみならず、毎月の職員会議、処遇会議に参加し、質の高い保育実現等に関する所感を述べ、全職員に対する周知が図られています。 園長の役割と責任を含む職務分掌及び有事（事故・災害時）における対応も含む不在時の権限移譲等については、同胞保育園運営規程、事務分掌表、災害対策諸規定等に明文化され、明確にされています。 		
11	② 遵守すべき法令等を正しく理解するための取組を行っている。	㉠・b・c
評価概要		
<ul style="list-style-type: none"> 園長は、日本保育園協会や鹿児島市保育園協会の施設長会議や鹿児島市との連絡会等に意欲的に参加し、児童福祉法や子ども子育て支援法をはじめ労働基準法など幅広い分野の関係法規・制度についての把握に努め、当該地域の行政機関、関係機関と適切な連携を図っています。 園長は、長年の保育所勤務経験を活かし、職員会議、処遇会議等では、毎回保育実践についての方向性を示唆しており、保育理念等を含む法令遵守の周知徹底を図っています。 法人では、年度当初と年末に「服務規律の厳正確保、事務の改善について」の通知を各施設に発出しており、園長は自らの行動を律するとともに、その都度職員に周知徹底しています。 		
II-1-(2) 管理者のリーダーシップが発揮されている。		
12	① 保育の質の向上に意欲をもち、その取組に指導力を発揮している。	㉠・b・c
評価概要		
<ul style="list-style-type: none"> 園長は、保育の質の向上に向けて、個々の職員がお互いに気付き学んだ良い取組を保育所全体に活かせるよう、組織的な取組と体制づくりに配慮しています。 園長は、長年の保育所勤務経験を活かし、毎月の職員会議、処遇会議をはじめ職場内研修等でも具体的な取組方針をアドバイスして指導力を発揮しています。 経験の少ない保育士が適切な保育ができるよう、経験豊かな非常勤職員の意見、助言等を取り入れ、それらが活かされる仕組みづくりに工夫しています。 鹿児島市保育園協会主催のキャリアアップ研修等の外部研修への積極的参加を促し、施設内研修では、専門分野の研修を充実させ、巡回相談の講師によるグループワーク形式の研修を取り入れ、気付きや改善点を引き出し活かすなど、保育の質の向上に努めています。 		
13	② 経営の改善や業務の実効性を高める取組に指導力を発揮している。	㉠・b・c
評価概要		

<ul style="list-style-type: none"> ・保育所では、毎月の入園者数の把握と鹿児島市保育幼稚園課との連携により待機児童の積極的な受入れに努め、経営収支、業務に実効性を高める取組を実施しています。 ・保育所では、子どもの成長を促す保育実践を優先した人員配置を行っています。また、新任職員と経験者の組み合わせにより円滑な保育につながるよう配慮し、職員間で意見を述べやすい職場環境づくりに努めています。 ・法人の理念、経営方針及び保育所の運営理念等の実現に向けて、「経営計画推進会議」における四半期ごとの経営分析や月次試算表分析による検証を行い、効果的な業務実現のために、施設内の各種会議で具体的な方針を示すなど指導力を発揮しています。

II-2 福祉人材の確保・育成

		第三者評価結果
II-2-(1) 福祉人材の確保・育成計画、人事管理の体制が整備されている。		
14	① 必要な福祉人材の確保・定着等に関する具体的な計画が確立し、取組が実施されている。	a・ b ・c
評価概要		
<ul style="list-style-type: none"> ・法人の人事管理、育成制度に基づき必要な福祉人材確保、人員体制が整備される仕組みの中で、本部に要望を伝え必要な職種と人員が配置されており、研修規程に基づいた人材育成に取り組んでいます。 ・保育所では、保育士の確保が最重要課題と認識し、短時間雇用保育士を配置して基準を充たすとともに、保育士の意見を取り入れ、保育所以外の職場には人事異動をしない採用区分を令和2年度から新たに設け、保育士の人材確保に努めています。 ・幼児保育相談では、外部講師である臨床心理士・作業療法士・理学療法士の助言を貰いながら、保育の質の向上のため、専門性の向上やスキルアップに努めています。 ・保育士養成校等の就職ガイダンスに職員が参加し、鹿児島市保育園協会主催の保育園フェスタに参加するなど、保育士確保のための採用活動を行っています。 ・法人のホームページには、職員採用試験案内で、求める職員像や待遇面の詳細な説明や福利厚生制度についても掲載され、各施設での仕事内容を紹介する若手職員による動画も導入されており効果的な採用活動を行っています。 		
15	② 総合的な人事管理が行われている。	a・ b ・c
評価概要		
<ul style="list-style-type: none"> ・法人の基本理念、職員倫理綱領、保育所運営規程等により「期待する職員像等」は明確にされています。「鹿児島県社会福祉事業団人材育成計画」により、新たにキャリアパス制度、勤務評価制度を含む総合的な人事管理・育成制度が、令和2年度から本格的に導入されています。 ・人事基準が明確に定められており目標管理制度が導入され、職員は、年度当初にそれぞれの目標を立て面談を行い、その後、中間と年度末の年2回の面談により職員とのコミュニケーション 		

ンを図り、進捗管理と評価が行われる予定です。		
II-2-(2) 職員の就業状況に配慮がなされている。		
16	① 職員の就業状況や意向を把握し、働きやすい職場づくりに取り組んでいる。	㉑・b・c
評価概要		
<ul style="list-style-type: none"> ・ 職員の就業状況や労務管理などは、労務管理責任者である副園長が勤務実態票により把握し、年次有給休暇の計画的取得推進のため、休暇日を勤務表に明示しています。 ・ 法人では休暇取得推奨策として、新たに契約職員が正規職員と同等に休暇を取得しやすいように、アニバーサリー休暇、家族応援休暇、ボランティア休暇等制度を設け、計画的な年次有給休暇の取得を積極的に勧めています。 ・ 保育業務中は事務的作業ができないことから、午睡時間の休憩等を交代制とし、持ち帰り残業とならないように工夫し、毎週水曜日にノー残業デイを設定するなど、ワーク・ライフ・バランスに配慮して、働きやすい職場環境づくりに努めています。 ・ 衛生委員会を毎月開催し、産業医による面談や講話研修、年1回ストレスチェックを実施し、職員のメンタルヘルスにも留意しています。 ・ 法人では、社会福祉施設職員退職手当共済制度などに加入し、総合的な福利厚生制度が整備されており、法人のホームページでも紹介されています。 		
II-2-(3) 職員の質の向上に向けた体制が確立されている。		
17	① 職員一人ひとりの育成に向けた取組を行っている。	a・㉒・c
評価概要		
<ul style="list-style-type: none"> ・ 期待する職員像は、法人の「職員倫理綱領」及び運営規程等に明示されており、令和元年度から施行されている「鹿児島県社会福祉事業団人材育成計画」には、職員の目指す人格像、職階ごとの業務執行能力等が具体的に設定されています。 ・ 人材育成計画に基づき令和2年度から正規職員は業績評価が導入され、年度当初に目標管理シートにより職員一人ひとりが知識・経験等に応じた具体的な目標設定を行い、年度中間に面接による進捗状況を確認し、年度末に目標達成度の確認を行うこととしています。 ・ 能力評価については、令和元年度までは勤務定期評価を実施、個人面談を年1回実施し職員の状況によっては随時面談を行い助言していました。 ・ 人材育成計画に基づく能力評価制度は、令和2年度から全職員を対象として導入することとしています。 		
18	② 職員の教育・研修に関する基本方針や計画が策定され、教育・研修が実施されている。	a・㉒・c
評価概要		
<ul style="list-style-type: none"> ・ 保育理念にある「一人ひとりの個性・感性を大切に子どもを育ちを見守る保育」を実施するため、中期経営計画や単年度事業計画に、保育士の専門的知識の習得、キャリアアップにつ 		

<p>ながる専門研修への積極的参加などが明記されています。</p> <ul style="list-style-type: none"> 職員研修については、年度当初に個別の「職員研修記録簿」により年間目標を設定し、職員各人が階層別研修、外部の専門研修等に積極的に参加し、年度末に評価・見直しを行い、次年度の研修プログラムに反映される仕組みになっています。 人材育成計画に基づく「教育研修実施規程」の研修計画により、法人本部の実施する階層別マネジメント研修と各施設で計画する職場内研修、外部研修が計画的に行われています。 		
19	③ 職員一人ひとりの教育・研修の機会が確保されている。	a・b・c
評価概要		
<ul style="list-style-type: none"> 個別の職員の、知識、専門資格の取得状況は、職員研修記録簿等により把握されており、職員の経験や希望を考慮して研修機会が多く確保されています。 教育研修実施規程に基づいてOJT、OFF-JT、SDS（自己啓発研修）が実施されています。 新任職員には、主任保育士を中心としてOJTが半年間行われていますが、勤務記録誌を通して主任、副園長、園長から、業務上の指導や悩み事をフォローする体制があり、丁寧な支援と配慮がされています。 職場内研修では、令和元年度からの新たな取り組みとして、外部講師を招いて職務上の悩みをテーマにグループディスカッションを行い、参加者全員で解決に導く方式を導入して、効果が上がっています。保育所の貴重な人材である新任保育士等が、専門性を高めるとともにバーンアウトなどで辞職に追い込まれないように、さまざまな工夫をしています。 OFF-JTでは、法人本部主催の研修に、契約職員、非常勤職員を含めた全職員が雇用形態、職位ごとに参加しています。 OFF-JTのうち外部研修には、全国保育協議会や鹿児島市保育園協会等の研修に、平等に参加できるように年間研修計画が作成されています。 		
II-2-(4) 実習生等の福祉サービスに関わる専門職の研修・育成が適切に行われている。		
20	① 実習生等の保育に関わる専門職の研修・育成について体制を整備し、積極的な取組をしている。	a・b・c
評価概要		
<ul style="list-style-type: none"> 「実習生受入対応マニュアル」があり、人材育成、人材確保の観点からも積極的に受入を行っています。 保育士の育成校と連携を取りながら実習プログラムを作成し、事前のオリエンテーションを行い、準備から実習まで計画的に実施する体制が整っています。 実習生については、県外保育士養成校の地元出身者など、要請があれば断ることなく積極的に受け入れています。 		

II-3 運営の透明性の確保

	第三者評価結果
--	---------

II-3-(1) 運営の透明性を確保するための取組が行われている。		
21	① 運営の透明性を確保するための情報公開が行われている。	㉠・b・c
評価概要		
<ul style="list-style-type: none"> ・法人のホームページ及び法人の広報誌「飛翔」では、基本理念や基本方針、事業計画、事業報告、予算、決算情報などが詳細に公開されており、保育所のホームページでは、子どもたちの保育園での活動、生活の様子を伝えられるように、こまめに情報発信し、情報公開に努めています。 ・苦情解決の状況についても、法人全体の件数、苦情内容を開示し、さらに各施設のホームページでは、苦情・相談等の内容や対応状況などを詳しく説明し、情報公開に努めています。 ・法人は、県内でも最初に福祉サービス第三者評価を受審しており、当保育所も定期的を受審し、自己評価も毎年適切に実施しています。また、その受審結果には、受審姿勢や受審状況等の総括のコメントが有り、各施設の受審結果についてはワムネットで確認できることから、法人のホームページからワムネットへ容易にアクセスできるように配慮されています。 ・法人の中期計画「鹿児島県社会福祉事業団経営計画2019」は、法人、施設の理念、基本方針やビジョン、さらに計画の推進目標や重点的取組が分かりやすく示されており、法人、施設の存在意義や役割が明確にされたものとなっています。 ・法人の広報誌「飛翔」を関係機関に定期的に発送し、法人業務内容の情報公開や各施設の福祉サービスの取組等を紹介しています。 		
22	② 公正かつ透明性の高い適正な経営・運営のための取組が行われている。	㉠・b・c
評価概要		
<ul style="list-style-type: none"> ・法人で定めている経理規程にもとづき、施設の事務、経理、職務分掌と権限等が明確にされ、適切な処理が行われ、経理等の情報は職員に適宜説明し周知を図っています。 ・法人、施設では、定期的に内部監査を実施するとともに、外部の専門家として公認会計士の指導、助言を受け、公認会計士による外部監査を導入しています。 ・外部監査の結果や公認会計士等の指導、指摘事項については、その内容と改善結果を各施設から法人本部に報告し法人の理事会等で報告されています。 		

II-4 地域との交流、地域貢献

		第三者評価結果
II-4-(1) 地域との関係が適切に確保されている。		
23	① 子どもと地域との交流を広げるための取組を行っている。	a・㉠・c
評価概要		

<ul style="list-style-type: none"> ・地域との関わり方については、法人の基本理念、施設の保育理念等に基本的な考え方を示しており、法人の中期計画や保育所の単年度事業計画に取り組むべき具体的な内容が文書化されています。 ・地域の小学生等、異年齢児との交流事業を定期的に行っているほか、地域の高齢者や福祉館の利用者・職員、ボランティア等を招いて、子どもとの交流を図っています。 		
24	② ボランティア等の受入れに対する基本姿勢を明確にし、体制を確立している。	a・ b ・c
評価概要		
<ul style="list-style-type: none"> ・「ボランティア受入マニュアル」に沿って、責任者を中心に受け入れる体制が整備されています。 ・地域の中学生の職場体験や特別支援学校などの生徒の体験学習などを、要請に応じて受け入れています。 		
II-4-(2) 関係機関との連携が確保されている。		
25	① 保育所として必要な社会資源を明確にし、関係機関等との連携が適切に行われている。	a・ b ・c
評価概要		
<ul style="list-style-type: none"> ・子育て支援センター「上町わくわくランド」や地域の子育てサロン等と連絡を取り情報交換を行い、清水校区まちづくり協議会に参加し、行事や連絡会に参加し遊戯発表を行うなど、交流を図っています。 ・東部保健センター、北部保健センター、児童相談所、地域民生委員など関係機関等と連携して、子ども、保護者等についての情報交換、地域の課題解決策等について協議しています。 ・ネグレクトなどの虐待事案等の個別事例を各関係機関等に報告し、必要に応じてケース検討を行っています。 ・緊急連絡先一覧と併用した、行政、教育機関、福祉施設、地域団体等の社会福祉資源のリストを作成し、職員に配布し説明しています。 		
II-4-(3) 地域の福祉向上のための取組を行っている。		
26	① 地域の福祉ニーズ等を把握するための取組が行われている。	a・ b ・c
評価概要		
<ul style="list-style-type: none"> ・清水校区まちづくり協議会への参加や、地域の会合等への出席を通じて、園児や入園対象の子どもの情報や地域課題、福祉ニーズ等の把握に努めています。 ・地域子育て支援センター「上町わくわくランド」では、育児相談や育児講座などを実施しており、子育てに悩む母親等に専門的な知識、情報、ノウハウを積極的に提供しています。 		
27	② 地域の福祉ニーズにもとづく公益的な事業・活動が行われている。	a・ b ・c
評価概要		

<ul style="list-style-type: none"> ・地域との交流を深め、地域子育て支援センター「上町わくわくランド」や「同胞学童クラブ」の運営を担い、育児相談やふれあい広場の提供、育児講座などを実施しており、子育てで悩む母親等に専門的な知識、情報、ノウハウを提供するなど地域に喜ばれており、積極的に地域貢献に取り組んでいます。 ・清水校区まちづくり協議会へ参加し、校区文化祭、夏祭り、かんまちあフェスタ等各種地域行事に協力し、子どもの遊戯などを発表しています。 ・保育所では、地域の高齢者との交流や地域児童との交流が図れるような、餅つき会、クリスマス会、フラワーアレンジメント等のイベントを定期的に開催しています。
--

Ⅲ 適切な福祉サービスの実施

Ⅲ-1 利用者本位の福祉サービス

		第三者評価結果
Ⅲ-1-(1) 利用者を尊重する姿勢が明示されている。		
28	① 子どもを尊重した保育提供について共通の理解をもつための取組を行っている。	㉑・b・c
評価概要		
<ul style="list-style-type: none"> ・子どもを尊重した保育の実施についての基本姿勢は、法人の基本理念、職員倫理綱領、施設の運営理念等に明示されており、職員には職場内研修等で説明され、理解し実践する取組が行われており、職員会議、保育部会、給食部会の冒頭で職員が毎回輪読し、理解を深める取組を実施しています。 ・子どもの尊重や基本的人権への配慮については、法人本部の人権擁護研修や外部研修への参加など、全職員が受講することにより、一人ひとりの人権の保障を大切にすることを学んでおり、職員の人権意識の啓発に努めています。 ・年長児の指導計画やクラス取組目標などに、相手への思いやりを育み、お互いを尊重できるよう保育する取組を行っています。 		
29	② 子どものプライバシー保護に配慮した保育が行われている。	a・㉒・c
評価概要		
<ul style="list-style-type: none"> ・利用者のプライバシーの保護や尊重については、法人の職員倫理綱領に明記され、職員に周知されています ・子どもや保護者のプライバシーについては、職員間で統一した言動、対応を行うよう指導されています。 ・幼児保育相談等を受ける際には、保護者のプライバシーが守られるよう、限られたスペースのなかで工夫して、個別に相談できる環境作りに努めています。 		
Ⅲ-1-(2) 福祉サービスの提供に関する説明と同意（自己決定）が適切に行われている。		

30	① 利用希望者に対して保育所選択に必要な情報を積極的に提供している。	a・ b ・c
評価概要		
<ul style="list-style-type: none"> ・保育所を紹介するホームページでは、園児の1日の様子や主な行事、料金等の説明、法人の基本理念等に加えて保育理念や保育所の設備等が分かりやすく紹介されています。 ・保護者に説明すべき情報や保護者の知りたい情報は、保育所のパンフレットや重要事項説明書等を冊子にまとめて、自由に閲覧できるように園内の3カ所に置いてあります。 ・施設見学や入園のための面接では、利用者の希望に対応し、随時個別に行い、丁寧な説明に心がけています。 		
31	② 保育の開始・変更にあたり保護者等にわかりやすく説明している。	a・ b ・c
評価概要		
<ul style="list-style-type: none"> ・保育の開始時には、重要事項説明書や法人の基本理念や保育理念等の資料を、保護者会で配布、説明し、参加できない保護者等には個別に対応しています。 ・保育の変更が生じた場合は、速やかに保護者へ一斉メールで通知し、ホームページや文書でも知らせています。 ・近年の保育無償化の対応など説明の必要な保育の変更等については、保護者全員が参加できるように保護者会を複数回開催し丁寧に説明を行うとともに、参加のない保護者には情報提供などの個別対応を実施しています。 ・重要な事項の関係書類は、冊子にまとめ自由に閲覧できるように園内の3ヶ所に置いてあります。 		
32	③ 保育所等の変更や家庭への移行等にあたり保育の継続性に配慮した対応を行っている。	a・ b ・c
評価概要		
<ul style="list-style-type: none"> ・保育所の変更の場合は、転園先に保育要録を送付し、保育の継続性に配慮した対応ができるようにしています。 ・保育所の利用が終了し小学校に入学した子どもについては、小学校の行事や連絡会に出向いて卒園児の様子を伺う機会を持つように努めています。 ・年に3回開催される幼保小連絡会議等を活用して、小学校教諭との細かな情報交換を行うよう努めています。 		
Ⅲ-1-(3) 利用者満足の向上に努めている。		
33	① 子どもの満足の向上を目的とする仕組みを整備し、取組を行っている。	a ・b・c
評価概要		
<ul style="list-style-type: none"> ・子どもが安全な環境で安心して意欲的に過ごせるように、日々の保育には、新任の保育士が経験豊かな保育士のアドバイスを得ながら保育に従事できるように人員配置に配慮しています。 ・保護者に年1回食育・行事等のアンケート調査を実施しており、結果は集計、報告し、保護者 		

<p>からの要望事項については、早急に改善できるように努めています。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・特に食育に関する利用者満足への対応については、給食部会や職員会議で毎月1回検討会議が開催され、郷土食の導入など工夫がなされています。 ・ミニ試食会を年1回開催し、子どもに必要な野菜料理などのレシピを提供するなど、保護者等に喜ばれています。 		
<p>Ⅲ-1-(4) 利用者が意見等を述べやすい体制が確保されている。</p>		
34	① 苦情解決の仕組みが確立しており、周知・機能している。	㉠・b・c
<p>評価概要</p> <ul style="list-style-type: none"> ・苦情解決の仕組みは、法人では「鹿児島県社会福祉事業団苦情対応規程」に基づき第三者委員会が設置されており、施設では、苦情解決責任者に園長、苦情受付担当者として副園長が各年齢児童担当保育士の取りまとめ役として配置され、苦情解決の体制が整備されています。 ・苦情解決対応の基本的考え方、職員の姿勢、心構えなどのマニュアルが策定され、施設内には意見箱が設置されており、苦情解決の仕組みを説明した掲示物が掲示され、重要事項説明書により保護者にも周知されています。 ・苦情内容については、迅速に対応する仕組みがあり、受付と解決を図った記録が保管され、第三者委員会に報告された苦情等は法人のホームページで詳しく公開されています。 		
35	② 保護者が相談や意見を述べやすい環境を整備し、利用者等に周知している。	㉠・b・c
<p>評価概要</p> <ul style="list-style-type: none"> ・保護者には、入園当初の重要事項説明書により保護者会で説明し周知を図っており、施設内には、苦情解決の仕組みを説明した掲示物が掲示されるとともに意見箱が設置されています。 ・毎年保護者に対して利用者調査をしており、相談を受ける際には、子育て支援室などの空いた部屋を利用して気兼ねなく個別に話せる場所を随時確保しています。 ・保護者が相談しやすい雰囲気をつくるため、日頃から園長をはじめ非常勤職員等が子どものエピソードをもとに話しかけたり、直接の担任には言いにくい話がある時は、どの職員にでも相談できることを重要事項説明等の際などに丁寧に説明するなど、積極的に保護者から意見・要望を聞き取る工夫がなされています。 ・上述のとおり、保護者が相談や意見を述べやすい環境整備に尽力していることが伺えますが、さらに少数者の意見も把握するためにも、複数の相談方法や相手を自由に選べることを分かりやすく説明した文書の作成及び園内への掲示なども検討されることを期待します。 		
36	③ 保護者からの相談や意見に対して、組織的かつ迅速に対応している。	㉠・b・c
<p>評価概要</p> <ul style="list-style-type: none"> ・登園時に園長自ら交通整理しながら保護者に声掛けをし、ベテランの非常勤保育士等が子どもの成長ぶりを話すなど、日頃から気軽に接し誰にでも相談しやすく意見を述べやすい雰囲気づくりに努めています。個別相談には、安心してゆっくり相談できるような配慮をし、職員が傾 		

<p>聴しながら一緒に悩みを共有するよう努め、改善できることは早急な対応に心がけています。</p> <ul style="list-style-type: none"> 法人全体の相談・苦情対応マニュアルが策定されており、対応にあたっての基本的な認識、職員の基本姿勢が示され、組織的かつ迅速に対応する仕組みができています。 保護者から出された相談や意見・苦情などには随時対応して、改善できるものについては、早急に対応することとしており、検討に時間がかかる場合には状況を説明するなど、迅速な対応に努めていることが伺えます。 		
Ⅲ-1-(5) 安心・安全な福祉サービスの提供のための組織的な取組が行われている。		
37	① 安心・安全な福祉サービスの提供を目的とするリスクマネジメント体制が構築されている。	a・ b ・c
評価概要		
<ul style="list-style-type: none"> 法人には、危機管理指針、事故防止対策規程等が策定され、規程に基づく各種マニュアルを施設が作成するよう例示されています。 保育所では、ヒヤリハット報告書や事故等発生時の事故報告書を作成し、職員間で回覧、情報共有しており、職員会議等でも再確認、注意喚起して再発防止に努めています。 法人の事故防止規程では、各施設におけるリスクマネジャーの配置、リスクマネジメント委員会の設置、事故防止対策マニュアル等の策定が促されていますが、保育所内での体制は整備中です。 保育所では、施設の敷地、建物、消防設備、遊具等の目視・点検が行われており、実質的にリスク管理が適切に行われているため、大きな事故等の発生は有りませんが、住宅密集地で園児数も多く、体系的な整備が必要と思われます。 例示されたマニュアル等の導入を契機に、マニュアル等の定期的な見直し拡充によるリスクマネジメント体制の構築が望まれます。 		
38	② 感染症の予防や発生時における子どもの安全確保のための体制を整備し、取組を行っている。	a ・b・c
評価概要		
<ul style="list-style-type: none"> 感染症の予防と発生時の対応マニュアルは、厚生労働省のガイドラインを参考に作成されており、職員には職員会議、職場内研修において周知しています。 看護師、栄養士等が責任者となり、感染症対策等の外部研修を受講し最新情報を入手するとともに、感染症や食中毒予防等の職場内研修を開催のうえ、予防策や対応策を協議し、職員への注意喚起を行っています。 例年インフルエンザ等への対策として予防と発生時の対応に特に留意しており、個別に保護者等と話し合うとともに、玄関ホールや施設内にインフルエンザ発生状況と予防等についての注意喚起の掲示をするなど、適切な対応を行っています。 新型コロナウイルス感染症については、保育所、学童クラブの危機管理体制や予防対策、感染対応についての事業継続計画を、いち早く取りまとめ実施しています。 		
39	③ 災害時における子どもの安全確保のための取組を組織的にやっている。	a ・b・c

評価概要
<ul style="list-style-type: none"> ・ 保育所の「非常災害対策計画」と法人全体の災害時の「危機管理指針」が作成され、災害時連絡体系表により、災害時の職員の対応体制が決められており、避難経路図等を含めて施設内に掲示されています。 ・ 各種災害を想定した避難訓練を地域住民、行政と連携しながら毎月1回実施しています。 ・ 保護者や職員に対して一斉メールを活用して、災害時における情報提供を行っています。

Ⅲ-2 福祉サービスの質の確保

		第三者評価結果
Ⅲ-2-(1) 提供する福祉サービスの標準的な実施方法が確立している。		
40	① 保育について標準的な実施方法が文書化され福祉サービスが提供されている。	Ⓐ・b・c

評価概要		
<ul style="list-style-type: none"> ・ 「保育所保育指針」に規定されている年齢ごと指導計画の目標達成の観点から、年齢ごと各クラス取組一覧が作成され、「生活状況」、「保育内容」、「食事」、「排泄」について、四半期別の取組方法、手段等のポイントが示されています。 ・ 保育の提供にあたっては、0歳から5歳までの年齢ごとの基本的な保育マニュアルが作成されています。マニュアルは、保育の流れに沿って、子どもの動きに対応した保育士の動きと、その際の留意事項の記載や写真掲載がなされ、リスク管理に属するような事項についてはゴシック体にするなど、新人保育士にも分かりやすく保育の水準や内容の差が生じないように定められています。 ・ 四半期を一区切りに、処遇会議や保育部会等でお互いに意見を出し合い、標準的な保育実践が行われるような仕組みがあります。 ・ 保護者には、入所時の保護者会で重要事項説明書に基づいて保育内容を丁寧に説明し、周知を図っています。 ・ 子どもの尊重や権利擁護、プライバシーの保護に関わる姿勢は、保育所の運営規程、保育理念や法人の職員倫理綱領等に明示されており、職員会議での輪読や各種研修により職員への周知を図っています。 		

41	② 標準的な実施方法について見直しをする仕組みが確立している。	Ⓐ・b・c
----	---------------------------------	-------

評価概要		
<ul style="list-style-type: none"> ・ 前述のとおり、年齢ごと各クラス取組一覧では、四半期別の取組方法、手段等のポイントが示されており、四半期を一区切りに検証し、処遇会議や保育部会等で、非常勤職員も含めてお互いに意見を出し合って、クラス内の子どもの成長度合いに応じて、随時見直し、改善を図り実践しています。これらの保育実践にかかる見直し、改善方法は、保育士に配布する保育マニュアルに反映されています。 ・ 取組一覧の検証・見直しに当たっては、指導計画の目標をもとに子ども一人ひとりの達成度合 		

<p>いを念頭おき、処遇会議で達成可能なレベルアップを計画に組み込んでいます。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 検証見直しに当たり、一人ひとりの児童票をもとに保護者の意見を反映させ、職員からの意見は、職員会議、処遇会議、保育部会等において検討しながら、改善策が作成されています。 ・ 法人では、事務事業見直しによる職員からの提案を毎年検討し、必要な場合は様々な見直しに反映することとしています。 		
<p>Ⅲ-2-(2) 適切なアセスメントにより福祉サービス実施計画が策定されている。</p>		
42	① アセスメントにもとづく指導計画を適切に作成している。	a・ b ・c
<p>評価概要</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 指導計画については年齢別クラスの担当者が作成責任を担い、副園長が総括責任者として設置されています。 ・ アセスメントから保育指針に規定された各指導計画作成にいたるまでの手順のマニュアルがあり、アセスメントシートは、月齢、年齢ごとのチェック項目を3枝選択方式にしており、簡便で作成者による差異が生じないように工夫されています。 ・ 令和2年度から、アセスメントシートに保護者ニーズのメモ欄を追加し、保護者の意見を反映するよう、職員にも見える化になるよう工夫しています。 ・ 保育の内容に関する全体計画に基づき、0歳児から5歳児までの年齢ごとの年間指導計画、食育計画、保健計画、安全の計画、災害計画、さらには保育指針に規定される月間指導計画や日案等が適切に作成されています。 ・ 療育の必要な子どもは、各児童発達支援事業所との積極的な情報交換により、早めの対応ができるよう適切な保育の提供に努めています。 		
43	② 定期的に指導計画の評価・見直しを行っている。	a ・b・c
<p>評価概要</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ アセスメントと計画の評価・見直しは、3歳以上児は年2回行われ、3歳未満児は毎月個別指導計画を作成、緊急の見直しは必要に応じて実施されています。 ・ 指導計画の見直しは、指導計画作成マニュアルに手順が示されており、アセスメントシートに保護者ニーズのメモ欄を令和2年度から追加し、保護者の意見を反映するよう、職員への周知を図っています。 ・ 療育の必要な子どもは、発達支援センターとの積極的な情報交換により、早めの対応ができるよう、適切な保育の提供ができるよう努めています。 ・ 個別指導計画のアセスメントシートは、シートを記入することにより、個々の支援の状況を把握することにつながり、保育の質の向上に努めています。 ・ アセスメントと計画の評価・見直しは、緊急の場合は必要に応じて実施されています。 		
<p>Ⅲ-2-(3) 福祉サービス実施の記録が適切に行われている。</p>		
44	① 子どもに関する保育の実施状況の記録が適切に行われ、職員間で共有化されている。	a・ b ・c

評価概要		
<ul style="list-style-type: none"> ・ 保育日誌、月案計画、個別支援内容等の情報は、パソコンで記録しネットワークを利用することにより、職員が必要な情報を共有できるとともに、個人情報の流出がないよう管理されています。 ・ 毎日の保育日誌は福祉支援ソフトを導入しており、オンラインで記録が管理されているため、個別の指導計画に基づく保育が実施されていることを確認できる仕組みになっています。 ・ 保育所内の情報として、職員会議、処遇会議、保育部会、給食部会における協議内容等については、全職員が情報を共有し、統一した適切な対応ができるように整備されています。 		
45	② 子どもに関する記録の管理体制が確立している。	a・ b ・c
評価概要		
<ul style="list-style-type: none"> ・ 法人では、「個人情報保護に関する基本方針」、「個人情報管理規程」、「個人情報開示規程」、「情報公開に関する実施要領」が定められており、施設に記録管理の責任者が設置されています。 ・ 保育記録は個人情報であることから、パスワードを設定し管理されています。 ・ 個人情報の取扱について入園時に説明し、保護者全員から承諾書を得ています。 		

第三者評価基準 (様式2)

【 保育所版 】 R2年4月1日改定

A-1 保育内容

		第三者評価結果
A-1-(1) 全体的な計画の作成		
A1	① 保育所の理念、保育の方針や目標に基づき、子どもの心身の発達や家庭及び地域の実態に応じて全体的な計画を作成している。	a・b・c
評価概要		
<ul style="list-style-type: none"> ・ 全体的な計画は、児童福祉法や保育所保育指針などの趣旨を捉え、園の保育理念、保育方針、保育目標に基づき施設長が計画案を作成し、職員が参加する処遇会議で内容を検討して作成しています。次年度以降は、前年度の評価を行い処遇会議で見直し、検討して計画を作成しています。 ・ 全体的な計画は、目指す子ども像、身に付けてほしい資質や能力に基づき、子どもの発達過程を踏まえた保育の内容が組織的・計画的に構成され、総合的に展開された内容となっています。 		
A-1-(2) 環境を通して行う保育、養護と教育の一体的展開		
A2	① 生活にふさわしい場として、子どもが心地よく過ごすことのできる環境を整備している。	a・b・c
評価概要		
<ul style="list-style-type: none"> ・ 「安全の計画」が策定されており、具体的な行動内容について「毎日行うもの」「毎月行うもの」「随時行うもの」に分けて詳細に計画され、衛生面にも配慮した安全な保育環境が整えられるように取り組んでいます。 ・ 廊下や居室は、窓からの採光により明るく清潔に保たれ、居室毎に室温設定をして温度、室温管理を行っています。直射日光が当たるウッドデッキには遮光ネットを張るなど、子どもが快適に過ごせるようにしています。また、新型コロナウイルス感染症予防のために、窓を開け換気をしていることからエアコン、冷風機を使用しながら室温調整をこまめに行っています。 ・ 定期的に玩具の消毒や遊具の点検を行うと共に、砂場については、職員が毎月消毒を行い、年1回業者による消毒が実施され衛生管理に努めています。 ・ 園庭には、季節の花や野菜が植えられ、子どもが心地よく過ごせる環境を整備しています。 ・ 洗面台やトイレは清潔に保たれ、年齢に応じて高さや大きさが分けられ、子どもが利用しやすい設備が整えられています。 ・ 0歳、1歳児には食事と睡眠の空間を分けていますが、2歳児以上については、園児数が多いことから、食事と睡眠の空間を分けることが難しい状況です。 		
A3	② 一人ひとりの子どもを受容し、子どもの状態に応じた保育を行っている。	a・b・c
評価概要		

<ul style="list-style-type: none"> 一人ひとりの子どもの家庭環境の違いに配慮し、母の日、父の日は設けず、「感謝の日」とするなど、支援方法を工夫しながら取り組んでいます。 子どもに分かりやすい言葉づかいで話したり、支援が必要な子どものためにイラストを用いたカードを掲示したり、一人ひとりの子どもを受容し、子どもの状態に応じた保育を行っています。 		
A 4	③ 子どもが基本的な生活習慣を身につけることができる環境の整備、援助を行っている。	㉑・b・c
評価概要		
<ul style="list-style-type: none"> 子どもが基本的な生活習慣を身につけられるように、トイレにはスリッパを置く位置にラインを引いたり、服のたたみ方カードを作成して視覚的に分かりやすくする工夫をして、自分でできた達成感を味わえるようにしています。 2歳までは手厚く職員が配置されているため、生活に必要な基本的な生活習慣を身に付けられるように、一人ひとりの子どもの発達に合わせて援助しています。 自分でできることはなるべく自分で行えるように自主性を大切にして見守り、時間がかかる子どもには、職員がついて一緒に行くなど、一人ひとりの子どもの状態に合わせて援助しています。 		
A 5	④ 子どもが主体的に活動できる環境を整備し、子どもの生活と遊びを豊かにする保育を展開している。	㉑・b・c
評価概要		
<ul style="list-style-type: none"> 園庭には、ジャングルジムや砂場、鉄棒等多くの遊具が整備され、屋外で子どもたちが自由に遊具で遊んだりボール遊びなどを行う時間を確保し、子どもの自主性・自発性を発揮できるようにしています。 近隣の神社にどんぐりひろいに出かけたり、園庭では季節の野菜を育てたり、草花に触れたり身近な自然とふれあう機会を確保しています。 クリスマス会や餅つき大会等に地域のボランティアや高齢者の方々を招き、地域の人たちと交流する機会を設けています。 警察署の職員による腹話術を交えての交通安全教室の実施や防犯教室などを通じて、社会的ルールを身につけるような機会を設けています。 		
A 6	⑤ 乳児保育(0歳児)において、養護と教育が一体的に展開されるよう適切な環境を整備し、保育の内容や方法に配慮している。	㉑・b・c
評価概要		

<ul style="list-style-type: none"> 一人ひとりの子どもとの愛着関係が形成できるように、子どもの表情を大切にしながら抱っこして授乳したり、優しく語りかけながら応答的な関わりをしています。 四半期ごとに生活・保育内容・食事・排泄について、到達目標が掲げられています。月齢差が大きいため、一人ひとりの発達過程に応じた離乳食や排泄への取組、興味を示すような遊びや子ども同士の関わりを大切にされた細やかな保育を行っています。 連絡帳や送迎時に園での子どもの様子を丁寧に伝えながら保護者との信頼関係を築き、家庭での様子も共有して家庭との連携を密に行っています。 		
A 7	⑥ 3歳未満児(1・2歳児)の保育において、養護と教育が一体的に展開されるよう適切な環境を整備し、保育の内容や方法に配慮している。	Ⓐ・b・c
評価概要		
<ul style="list-style-type: none"> 歩行や排泄、食事、歯磨き、衣類の着脱等、一人ひとりの子どもの状況に応じて、身の回りのことを自分でしようという気持ちを尊重しながら、個別の保育支援を実施しています。 鈴やタンバリン等を使った楽器遊びや戸外遊び、製作等の遊びに子どもが自発的に活動できるように関わっています。 3歳未満児合同の誕生会や他のクラスの子どもと一緒に遊ぶ機会を設けています。 保護者の希望に応じて、シール帳や連絡帳を活用して家庭との連携を図っています。 また、登園、帰園時にチェック表を用いてクラスの様子を伝えるなど、保護者との情報共有に取り組んでいます。 		
A 8	⑦ 3歳以上児の保育において、養護と教育が一体的に展開がされるよう適切な環境を整備し、保育の内容や方法に配慮している。	a・Ⓑ・c
評価概要		
<ul style="list-style-type: none"> 3歳以上児の保育については、健康・人間関係・環境・言葉・表現の5領域及び社会的スキルが総合的に身につけられるように、生活と遊びを通して年齢ごとに具体的な内容が計画され実践されています。 日々の集団での遊びの他に、友達と一緒に協力しながら壁画を製作したり綱引き大会、クッキング、ふれあい遊びなどの協同的な活動を実施するなど、保育の内容や方法を工夫し発達過程に応じた養護と教育が一体的に展開されています。 食事や排泄、衣類の着脱、片付け等の基本的な生活習慣や挨拶やお礼、返事等の生活態度を習得できるように、年齢ごとの到達目標を定めて保育士が適切に関わっています。 		
A 9	⑧ 障害のある子どもが安心して生活できる環境を整備し、保育の内容や方法に配慮している。	Ⓐ・b・c
評価概要		

<ul style="list-style-type: none"> エレベーターを設置し障害のある子どもが安心して生活できる環境を整備しています。 「障害児受入マニュアル」が策定されています。居室には1日の流れがイラストで分かりやすく表示され、備品、遊具等の保育環境や保育内容に配慮して、障害のある子どもも、共に成長できるようにしています。 職員が「障害児保育研修」に毎年参加し、障害のある子どもの保育についての知識や情報を得ています。 外部の専門家（作業療法士）から、移乗介助等の介助技術について指導を受ける機会を設けているほか、支援が必要な子どもに対して、定期的に作業療法士や理学療法士、臨床心理士の助言を受けながら保育展開をしています。 個別の指導計画を策定し、クラスの子どもの関わりを大切に、温かく成長を見守る保育を行っています。 		
A10	⑨ それぞれの子どもの在園時間を考慮した環境を整備し、保育の内容や方法に配慮している。	a・b・c
評価概要		
<ul style="list-style-type: none"> 長時間保育の子どもについては、生活リズムや保育環境に配慮し、献立表に基づいた軽食が提供されています。 異年齢児の合同保育を実施しながら、職員による絵本の読み聞かせや声掛け、抱っこするなど個別対応して、ゆったりとした空間で保護者の迎えを待てるように配慮しています。 毎日の連絡会において、子どもの日中の様子や保護者への伝達事項等を延長保育の担当者へ適切に引き継いでいます。 		
A11	⑩ 小学校との連携、就学を見通した計画に基づく、保育の内容や方法、保護者との関わりに配慮している。	a・b・c
評価概要		
<ul style="list-style-type: none"> 小学校入学に向けてスムーズな移行ができるように、各小学校職員との情報交換や、児童を学校行事（運動会、学習発表会、文化祭等）に計画的に参加させるなど、積極的に取り組んでいます。 各小学校の幼・保・小連絡会に参加し、情報共有して連携に努めています。個別支援が必要な子どもについては、特別支援学校や教育委員会と連携し支援しています。 子どもや保護者が、小学校以降の生活について見通しが立てられるように、就学に向けて準備することや配慮すべきことについて、巡回相談の臨床心理士や作業療法士に助言をもらいながら支援しています。特に個別支援の必要な子どもについては、密に情報交換を行っています。 保育所児童保育要領「幼児期の終わりまでに育って欲しい姿」に最終年度に至るまでの育ち・発達に関する事項を記録し、子どもの成長や全体像が伝わるように作成し、保育所から就学先の小学校に送付しています。 		
A-1-(3) 健康管理		

A12	① 子どもの健康管理を適切に行っている。	a・b・c
評価概要		
<ul style="list-style-type: none"> ・子どもの健康管理に関するマニュアルに基づき、0歳児は2回の体温測定を行い、1歳以上の子どもについては、登園時に体温を記入して、一人ひとりの子どもの心身の健康状態を把握しています。 ・体調悪化やけがをした場合には、電話や迎えの時に保護者へ報告し、事後の確認を行っています。 ・保育所の子どもの健康に関する方針や取り組みについては、保護者会で説明するとともにインフルエンザや小児感染症の発生状況については、一斉メールで情報提供しています。 ・乳児突然死症候群については、乳児保育研修会に参加し、内容を復命で回覧し、重要な事項については、会議で報告をして職員に周知を図っています。 ・乳幼児突然死症候群については、睡眠時に15分ごとに「SIDSチェック表」に乳幼児の状態を記録し、十分な配慮がなされています。 		
A13	② 健康診断・歯科健診の結果を保育に反映している。	a・b・c
評価概要		
<ul style="list-style-type: none"> ・入所時、6月、12月に嘱託医の健康診断や年1回の歯科健診を実施しています。結果については記録に残し、保護者へ伝達して治療が必要な場合には受診を勧めています。 ・子どもが歯磨きをした後に保育士が仕上げ磨きを行っています。5歳児については、就学前に向けて毎年2月に歯科医師による歯磨き指導を行い、より歯と口の健康に関心を持てるよう取り組んでいます。 ・健診結果を保健計画に反映させるとともに、処遇会議で報告して職員間で情報共有を行っています。 		
A14	③ アレルギー疾患、慢性疾患等のある子どもについて、医師からの指示を受け適切な対応を行っている。	a・b・c
評価概要		
<ul style="list-style-type: none"> ・アレルギー疾患については、「保育所におけるアレルギー対応ガイドライン」に基づき、「保育所におけるアレルギー疾患生活指示表」を作成し、子どもの状況に応じて適切に対応しています。 ・アレルギー疾患のある子どもについては、主治医の診断書を提出してもらい、除去食を提供しています。また、テーブルと座る場所や食器を分ける等、他児の食事を口にしないように配慮し、必ず職員が一人ついて対応しています。 ・令和元年度は、保育士が「食育・アレルギー研修会」に、栄養士が「給食施設従事者研修会」に参加し、疾患の理解や保育所における対応ガイドライン、給食でのアレルギー対応等、必要な知識・情報を得ています。 		
A-1-(4) 食事		

A15	① 食事を楽しむことができるよう工夫をしている。	a・b・c
評価概要		
<ul style="list-style-type: none"> ・全体的な計画の中に食育計画を盛り込み、家庭菜園での野菜の植え付けから収穫までを行ったり、生のトウモロコシの皮むきの体験活動やクッキング、食事の準備、片付けを通じて食についての関心が深められるように様々な取組を行っています。 ・食育計画は3か月毎に評価、見直しを行い、次期に活かす仕組みになっています。 ・個人差や食欲に応じて量を加減したり、子どもに応じて苦手な食材は強要せず、少しずつ口にできるように食べる量を変えるなどの工夫をしています。 ・玄関に昼食の食事サンプルを展示し、保護者に食事内容を知らせたり、簡単に作れるレシピを配布するなど家庭と連携して食育に取り組んでいます。 		
A16	② 子どもがおいしく安心して食べることのできる食事を提供している。	a・b・c
評価概要		
<ul style="list-style-type: none"> ・年1回食育に関するアンケートを実施し、家庭での状況を把握し保護者からの要望等を取り入れ献立に反映させています。また、「保育参加週間」にあわせて希望する保護者に給食を試食してもらう機会を設けて保護者との情報交換を行っています。 ・旬の食材やきびなご等、地元の食材を使用した献立や郷土料理や行事食を提供して、地域の食文化を子どもに伝承しています。 ・栄養士が、子どもの食事の様子を見て、食事の進み具合や雰囲気、喫食状況を確認しています。 ・「食中毒発生マニュアル」が策定され、「衛生管理点検表」に基づき食材や器具等を毎日チェックして、衛生管理に取り組んでいます。 		

A-2 子育て支援

		第三者評価結果
A-2-(1) 家庭との緊密な連携		
A17	① 子どもの生活を充実させるために、家庭との連携を行っている。	a・b・c
評価概要		
<ul style="list-style-type: none"> ・連絡帳や送迎時に子どもの様子や成長する姿を伝え、保護者との日常的な情報交換を行っています。 ・保育の内容については、年3回開催する保護者会や全体会、クラス会、様々な行事の機会を捉え、資料を配布して保護者にわかりやすく伝えています。 ・子どもができるようになったことや気になることについて、保護者と情報の共有を図り、必要に応じて内容を日誌に記録しています。 		

A-2-(2) 保護者等の支援		
A18	① 保護者が安心して子育てができるよう支援を行っている。	Ⓐ・b・c
評価概要		
<ul style="list-style-type: none"> ・送迎時の保護者とのコミュニケーションを通じて、担当職員問わず相談に応じられる体制となっています。相談を受けた職員は、担当職員へ報告してその都度、迅速に対応しています。 ・相談内容によっては、園長・副園長が個別に対応して、保護者が安心して子育てができるように支援しています。 ・療育が必要と思われるケースについては、副園長が保護者との信頼関係を構築してから、園の様子や巡回相談の先生からの意見を伝え、保護者の思いや意向を尊重したうえで、専門機関である保健センターにつないでいます。 ・保護者や子供の現状や相談内容と支援内容については、日誌に記録して職員間で共有していません。 		
A19	② 家庭での虐待等権利侵害の疑いのある子どもの早期発見・早期対応及び虐待の予防に努めている。	a・Ⓑ・c
評価概要		
<ul style="list-style-type: none"> ・「鹿児島県被措置児童等虐待対応マニュアル」をもとに、「虐待の発見とその対応について」のマニュアルを整備し、組織として虐待等権利侵害の早期発見・早期対応及び予防に取り組んでいます。 ・マニュアルに基づき園内研修を実施し、年1回外部研修に参加しています。 ・登園時や着替え時、身体に変化がないかを視診し子どもの心身の状態の把握に努め、虐待等権利侵害の兆候を見逃さないように努めています。 ・アザ等を発見した場合には、保護者に確認をとりその結果を記録に残すなど、保育所内で情報を共有できる仕組みとなっています。 ・虐待等権利侵害となる恐れや疑われる家庭については、保育幼稚園課等と情報交換を密にし、行政担当課や関係機関と情報共有をして連携を図っています。 		
A-3 保育の質の向上		
		第三者評価結果
A-3-(1) 保育実践の振り返り(保育士等の自己評価)		
A20	① 保育士等が主体的に保育実践の振り返り(自己評価)を行い、保育実践の改善や専門性の向上に努めている。	a・Ⓑ・c
評価概要		
<ul style="list-style-type: none"> ・日々の記録に基づきクラスごとの取組状況を振り返り、保育の改善につなげています。 ・非常勤職員を含めた全職員が、年1回自己評価を実施し、反省点や改善点を明らかにして職員間で共有しています。 ・今後、自己評価の結果をもとに、保育所全体の保育実践の自己評価につなげられる仕組みづく 		

りが望まれます。